

## 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る最低制限価格制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、島根県が競争入札により庁舎の清掃業務、警備業務等の委託業務の契約を締結しようとする場合において、著しい低価格での落札による品質低下を防止し、県有建物の適切な管理に資するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (適用対象業務)

第2条 この要領において最低制限価格制度を適用する委託業務は、平成25年度から実施した「施設管理事務の一元化」の事業に関わる次の各号に掲げる業務とする。

ただし、一般競争入札及び指名競争入札により執行するもの及び提案競技により受託事業者を選定するものに限る。

- (1) 庁舎の清掃業務
- (2) 庁舎の警備員警備業務
- (3) 庁舎の施設管理業務
- (4) 庁舎のエレベーター保守管理業務

### (適用対象金額)

第3条 最低制限価格制度を適用する業務は、予定価格が300万円以上の業務とする。

ただし、清掃業務のうち「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」の適用対象となるものについては、対象外とする。

### (最低制限価格の設定基準)

第4条 最低制限価格は、次の(1)から(5)までに定める額の合計額から千円未満の額を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額とする。ただし、当該価格が予定価格の10分の8に満たない場合は予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。

- (1) 直接人件費に10分の10を乗じて得た額
- (2) 直接物品費に10分の7を乗じて得た額
- (3) 業務管理費に10分の6を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に10分の5を乗じて得た額
- (5) (1)から(4)以外の経費に10分の9を乗じて得た額

### (最低制限価格の設定)

第5条 最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格は、予定価格調書（様式1）に記載する。

(入札参加者への周知)

第6条 契約事務担当者は、入札公告又は指名通知において最低制限価格を設けている旨を明記する。また、最低制限価格を下回る入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないことを明記する。

2 最低制限価格を設けていることを明記していない場合は、本制度適用の対象としない。

(入札執行)

第7条 予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。

3 最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とし、次回以降の入札に参加できない。

4 再度入札回数は、2回とする。

5 第1項の規定により、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合は、くじ引き（電子入札にあつては電子くじ）により落札者を決定する。

付則

この要領は、平成27年2月20日以降に公告する委託業務から適用する。

この要領は、平成31年1月18日以降に公告する委託業務から適用する。